

環状3号線（杉田港南台地区）
電線共同溝 PFI 事業

実施方針

令和2年11月20日

横浜市

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名	1
(2) 事業に供される施設の種類	1
(3) 施設管理者の名称	1
(4) 事業の目的	1
(5) 事業内容	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
(1) 特定事業の選定基準	4
(2) 特定事業の選定方法	4
(3) 選定結果の公表	4
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 民間事業者の選定に関する基本的事項	5
(1) 民間事業者の選定の方式	5
(2) 民間事業者の選定の方法	5
(3) 審査委員会による評価	5
(4) 落札者の決定	5
(5) 入札の中止等	5
(6) 落札者を決定しない場合	6
2 選定の手順及びスケジュール	6
3 実施方針等に関する質問及び意見等の受付及び回答	6
(1) 実施方針等に関する質問・意見の受付	6
(2) 実施方針等に関する質問・意見の回答	6
4 実施方針の変更	7
5 応募グループの備えるべき参加資格要件	7
(1) 応募グループの構成等	7
(2) 応募グループの参加資格要件	8
(3) 入札参加資格確認基準日等	11
6 結果及び評価の公表方法	11
7 契約に関する事項	11
(1) 基本協定の締結	11
(2) 事業契約の締結	12
8 提出書類の取扱い	12
(1) 著作権	12
(2) 特許権等	12
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	13
2 提供されるべきサービス水準	13
3 業務の実施状況のモニタリング	13

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1 施設の立地条件	14
2 周辺環境	14
3 施設整備に関する要件	14
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	15
1 協議、調停、仲裁、裁判	15
2 裁判管轄の指定	15
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1 事業者が債務不履行の懸念が生じた場合	16
2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	16
3 融資機関又は融資団と市との協議	16
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
1 想定される措置並びに支援等、その方針	17
2 法制上、税制上の措置、並びに補助金、融資など財政上及び金融上の支援を得るための協力、 その方針	17
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1 議会の議決に関する事項	18
2 応募に伴う費用負担	18
3 実施方針の問い合わせ先	18

様式1 実施方針等に関する質問書

様式2 実施方針等に関する意見書

別紙1 事業スキームイメージ

別紙2 リスク分担表（案）

別紙3 「事業対象区域図」

別紙4 「設計業務・工事業務の対象範囲・工事監理業務の対象範囲」

別紙5 「維持管理業務の対象範囲」

I はじめに

横浜市（以下、「市」という。）は、環状3号線（杉田港南台地区）において電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）第2条第3項に定める電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）の整備・維持管理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを検討している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うに当たり、PFI法第5条第1項の規定により実施方針を定めたので、同条第3項に基づき、次のとおり公表する。

II 用語の定義

実施方針では、以下のように用語を定義する。

本事業	環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝 PFI 事業。
本施設	環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝 PFI 事業において整備を行う電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物。
維持管理対象施設	環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝 PFI 事業において維持管理を行う電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）。
PFI	Private Finance Initiative の略。
PFI 事業者	PFI 法に基づく特定事業を実施し、市と事業契約を締結する SPC 又は代表企業。
応募グループ	本事業に応募する複数の企業で構成されるグループ。
SPC	Special Purpose Company の略。本事業の実施のみを目的とした応募グループにより設立された特別目的会社。
構成企業	応募グループを構成する企業で、PFI 事業者から直接、PFI 法に基づく特定事業としての業務を受託し又は請け負うことを予定している者。SPC を設立する場合には、SPC に出資する者。
代表企業	応募グループの構成企業の代表となり、入札参加資格確認の申請及び入札手続を行う者。PFI 事業者が SPC を設立しない場合、市と事業契約等を締結する者。
協力企業	PFI 事業者が SPC を設立する場合、構成企業以外の者で、PFI 事業者から直接、PFI 法に基づく特定事業としての業務を受託し又は請け負うことを予定し、SPC に出資しない者。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

環状3号線(杉田港南台地区)電線共同溝PFI事業

(2) 事業に供される施設の種類

- ・電線共同溝(道路法第2条第2項の7に定める電線共同溝(道路附属物))
- ・道路(車道、歩道、水路等)
- ・道路附属物(道路照明、道路標識等)

(3) 施設管理者の名称

横浜市長 林文子

(4) 事業の目的

本事業は、都市の防災力の向上、良好な都市景観形成や観光振興、安全で快適な歩行空間の確保に寄与するため、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

(5) 事業内容

ア. 事業概要

本事業は、電線共同溝(管路部・特殊部・横断部)、車道、歩道、道路附属物(以下「本施設」という。)の調査・設計、工事、工事監理及び電線共同溝(管路部・特殊部・横断部)(以下「維持管理対象施設」という。)の維持管理をPFI法に基づき包括的に実施するものである。

イ. 事業方式

本事業は、以下に示す事業方式(BTO(Build-Transfer-Operate)方式)で実施する。

PFI法に基づく特定事業を実施する民間事業者(以下「PFI事業者」という。)は、事業対象区域において、本施設の調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務(以下「整備業務」という。)を行い、整備完了後に本施設の所有権を市に移転する。その後、PFI事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を実施する。

なお、占有者が所有する管路・マンホール(電力、通信)等の既存施設(以下「既存ストック」という。)を活用する提案が選定された場合、市は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。

ウ. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和23年3月31日までとする。

なお、事業者の提案に基づき設計業務・工事業務期間を短縮することができる。ただし、維持管理業務期間(10年間)は変更できない。

エ. 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは以下のとおりである。

事業契約の締結	令和4年6月に締結予定
事業期間	事業契約締結日～令和23年3月31日
調査・設計、工事期間（8年10か月程度）	令和4年6月（予定）～令和13年3月
維持管理期間（10年間）	本施設の完成・引渡しから10年間 ただし、令和23年3月を超えることはできない。

なお、事業者の提案に基づき調査・設計業務、工事業務期間を短縮することができる。ただし、維持管理業務期間（10年間）は変更できない。

オ. 業務範囲

本事業の主な業務範囲は、以下のとおりである。

(ア) 特定事業の業務内容

特定事業としてPFI事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

1. 調査・設計業務
 - a 測量・調査業務
 - b 詳細設計業務
 - c 調整マネジメント業務（設計段階）
2. 工事業務
 - a 支障移設工事
 - b 整備工事業務
※ 電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去・移設は業務に含まない。
 - c 引込・連系管工事
 - d 整備施設の所有権移転業務
 - e 調整マネジメント業務（工事段階）
3. 工事監理業務
4. 維持管理業務
 - a 点検業務
 - b 補修業務
 - c 調整マネジメント業務（維持管理段階）
 - d 事業期間終了時の引継ぎ業務

(イ) 特定事業の対象範囲

特定事業の対象となる範囲は、別紙3「事業対象区域図」、別紙4「調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲」、別紙5「維持管理業務の対象範囲」及び次表のとおりである。

対象 区分	上り線					下り線			
	電線 共同溝 (管路 部, 特殊 部)	歩道	道路 附属物 (道路照 明, 道路 標識)	車道	電線 共同溝 (横断 部)	車道	道路 附属物 (道路照 明, 道路 標識)	歩道	電線 共同溝 (管路 部, 特殊 部)
調査・設計 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理 業務	○	—	—	—	○	—	—	—	○

○：特定事業が対象とする項目。

なお、電線共同溝（管路部）には、引込管、連系管及び連系設備を含む。

カ. PFI 事業者の収入

本事業における PFI 事業者の収入は、以下のとおりである。

(ア) 整備業務に係る対価

市は、本施設の整備業務に係る対価について、市への所有権移転後、令和 13 年度から令和 22 年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

なお、本事業では国土交通省による無電柱化推進計画事業補助金の活用を予定している。このため、補助金が事業年度ごとの出来高に応じて市に交付される場合は、調査・設計業務及び工事業務の対価のうち補助金対象となる費用については、出来高に応じて支払う予定である。

(イ) 維持管理業務に係る対価

市は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、事業契約書に従い、市への所有権移転後、令和 13 年度から事業期間終了の令和 22 年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

なお、電線共同溝の入線等に関わる利用者の道路占用料については、市が収受し PFI 事業者の収入とはしない。

キ. 遵守すべき法制度等

本事業を実施するに当たって、関連する法令等を遵守するものとする。

ク. 事業期間終了時の措置

PFI 事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を業務要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約 2 年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、事業の引継ぎに必要な事業引継

ぎ協議を行うこと。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定基準

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定方法

公的財政負担見込額の算定については、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

市は、本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに市のホームページ等を用いて公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の選定に関する基本的事項

(1) 民間事業者の選定の方式

市は、PFI法第7条の規定により本事業を実施することが適切である事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保を図りつつ、総合評価一般競争入札方式（地方自治法第234条第3項ただし書き及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項に規定する一般競争入札をいう。以下同じ。）により本事業の実施を担う民間事業者を選定することを予定している。

なお、本事業は多種多様な業務で構成される事業であることに鑑み、民間事業者には複数の企業によるグループ（以下「応募グループ」という。）での応募を求めるものとする。

また、本事業は、「WTO政府調達協定」（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

(2) 民間事業者の選定の方法

民間事業者の選定は、次のとおり、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施することを予定している。なお、詳細については、入札公告時に明らかにする。

ア. 入札参加資格審査

入札参加資格の確認のため応募グループに参加表明書、資格審査に必要な書類の提出を求め、市が入札説明書等に示す参加資格要件を確認する。

イ. 提案審査

前項ア入札参加資格審査を通過した応募グループから提出された提案書について、審査基準を踏まえ、審査を行う。

また、必要に応じて提案書の内容についてヒアリングを行う。

(3) 審査委員会による評価

提案審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として、専門的かつ客観的視点から検討を行うため、学識経験者等の外部委員により構成される「横浜市民間資金等活用事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」において行うものとし、審査委員会では、応募グループの提案内容を評価し、最優秀提案者を選定する。

なお、審査委員会の委員については、入札公告時に明らかにする。

(4) 落札者の決定

市は、審査委員会の意見を踏まえ、落札者を決定する。

(5) 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取止め等の対処を図る場合がある。

(6) 落札者を決定しない場合

民間事業者の募集及び落札者の決定の過程において、応募グループが無い、又はいずれの応募グループも公的財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

2 選定の手順及びスケジュール

募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	スケジュール
令和2年11月20日	実施方針、要求水準書（案）の公表
令和2年12月4日	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和2年12月25日	実施方針等に関する質問・意見の回答
令和3年4月予定	特定事業の選定・公表
令和3年7月予定	入札公告
令和3年8月予定	入札説明書等に関する第1回質問の受付締切
令和3年8月予定	入札説明書等に関する第1回質問の回答
令和3年9月予定	入札参加資格確認書類の受付締切
令和3年9月予定	入札参加資格確認書類の通知
令和3年10月予定	入札説明書等に関する第2回質問の受付締切
令和3年10月予定	入札説明書等に関する第2回質問の回答
令和3年11月予定	提案書提出期限
令和3年11月予定	提案内容ヒアリング
令和3年12月予定	提案審査及び開札
令和4年1月予定	落札者の決定・公表
令和4年1月予定	基本協定締結
令和4年3月予定	PFI事業者との事業契約の仮契約の締結
令和4年6月予定	事業契約にかかる議会議決（本契約の締結）

3 実施方針等に関する質問及び意見等の受付及び回答

(1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に対する質問・意見がある場合は、実施方針等に関する質問・意見書（様式1、2）に所要の事項を記入し、令和2年11月20日（金）から同年12月4日（金）午後5時までの間に、問い合わせ先に電子メールにより送付すること。

なお、使用ソフトは、Excelとする。様式は、市ホームページに掲載されたものを、ダウンロードして使用すること。

(2) 実施方針等に関する質問・意見の回答

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、市のホームページで令和2年12月25日（金）に公表する予定である。

4 実施方針の変更

市は、実施方針公表後における民間事業者等からの意見・提案を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

変更を行った場合には、特定事業の選定までにホームページ等で速やかに公表する。

5 応募グループの備えるべき参加資格要件

(1) 応募グループの構成等

応募グループの構成等は、次のとおりとする。応募グループの構成等については、事業スキームの参考イメージ（別紙1）も参照すること。

ア. 応募グループの定義

応募グループは、本事業にかかる調査・設計業務を行う企業（以下「調査・設計企業」という。）、工事業務を行う企業（以下「工事企業」という。）、工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）及び維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）を含む複数の企業等により構成されるグループとする。

イ. 応募グループの構成

応募グループのうち、応募グループが特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立しない場合、PFI 事業者から直接、第1. 1（5）オ（ア）に掲げる業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成企業」とする。

また、応募グループがSPCを設立する場合、PFI 事業者から直接、第1. 1（5）オ（ア）の業務を受託し又は請負い、かつ、SPCに出資することを予定している者を「構成企業」とし、構成企業以外の者で、PFI 事業者から直接、第1. 1（5）オ（ア）に掲げる業務を受託し又は請負い、かつ、SPCに出資しないことを予定している者を「協力企業」とする。

なお、応募グループの全ての構成企業は、次の（ア）から（ウ）までの要件を全て満たすこと。

（ア） 直近3期が債務超過でないこと。

（イ） 経常利益が3期連続で赤字でないこと。

（ウ） 3期以上の決算を迎えていること。

応募グループがSPCを設立する場合、応募グループは、入札参加資格確認の申請時には、構成企業又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、応募グループは、構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。

ウ. SPCの組成

選定された応募グループは、事業契約の仮締結の締結前までに、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてPFI事業者となるSPCを設立し、市と事業契約を締結することができる。ただし、SPCを設立する場合は、次の要件をすべて満たすこと。

（ア） 代表企業は、SPCの出資者のうち最大の出資を行いかつ議決権割合が最大となるものとし、すべての構成企業がSPCの出資者となること。

（イ） 構成企業以外の者によるSPCへの出資は認めない。

（ウ） 出資者である構成企業は、「カ. 応募グループの構成の変更」に記載する場合を除き、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。

エ. 業務範囲の明確化

応募に当たり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第1.1(5)オ(ア)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と工事業務を実施することはできない。また、第1.1(5)オ(ア)に掲げる業務以外の業務を実施する者は、実施する業務を明らかにすること。

オ. 重複参加の禁止

応募グループの構成企業及び協力企業、並びにその子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)は、他の応募グループの構成企業又は協力企業になることはできない。

カ. 応募グループの構成の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成の変更は、第2.5(3)イに掲げる入札参加資格の喪失に記載する場合を除いて、原則的に認めない。なお、事業計画書において既存ストックを活用した本施設の詳細設計案の提案を行っておらず、かつ、発注者の承諾を得て詳細設計段階で既存ストックを活用することとした場合は、市と協議し、市の事前の承諾を得た上で、構成企業、協力企業又はその他第三者に対して、既存ストックに係る業務を直接委任し又は請け負わせることができる。

(2) 応募グループの参加資格要件

応募グループの参加資格要件は、次のとおりとする。応募グループの参加資格要件については、事業スキームの参考イメージ(別紙1)も参照すること。

ア. 応募グループ共通の参加資格要件

横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。市の令和3・4年度有資格者名簿に登載されていない企業等が構成企業又は協力企業として参加を希望する場合には、令和3・4年度入札参加資格審査申請の随時申請、又は「特定調達契約(WTO)にかかる入札参加資格審査申請を行うこと。

イ. 各業務に当たる者の参加資格要件

応募グループの構成企業又は協力企業は、業務範囲を分担した業務について、各々以下の参加資格要件を満たすものとする。

(ア)調査・設計企業の参加資格要件

調査・設計企業は、次の参加資格要件を満たすこと。

ただし、調整マネジメント業務(設計段階)のみを実施する者はこの限りでなく、調査・設計企業の実績(下記b)又は事業監理業務の実績を有する者若しくは工事企業の実績(工事企業の参加資格要件b)を満足する者であれば良いものとする。

※ 事業監理業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、全体事業計画の整理、工事発注ま

で必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び関係行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。

- a 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において「土木設計」の登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- b 平成23年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書の申請までの間に終了した設計業務で、以下の業務の元請の実績を有する者であること。なお、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上で、その内容を証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。
 - ・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
 - ・電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務
- c 次に掲げるいずれかの資格を有する管理技術者を配置できること。
 - ・技術士（総合技術監理部門（選択科目-建設）又は建設部門）
 - ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM-技術士部門と同様の部門に限る）
 - ・土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）

(イ) 工事企業の参加資格要件

工事企業は、次の参加資格要件を満たすこと。

ただし、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、調査・設計企業の実績（調査・設計企業の参加資格要件 b）又は工事企業の実績（下記 b）を満足する者であれば良いものとする。

- a 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）（以下「有資格者名簿」という。）において「舗装」の登録を認められている者であること。
- b 平成18年4月1日から本件の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、次の工事の元請けとして施工実績を有する者であること。
 - ・供用中の道路法上の道路（国道、都道府県道、又は市町村道に限る）において、交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事。
- c 「建設業法」第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（本件の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新なものとする。）における舗装の総合評定値が950点以上の者であること。
- d 建設業法に従い、舗装工事業に係る監理技術者を工事期間中は施工現場に専任で配置すること。

(ウ) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、調査・設計企業又は工事企業の参加資格要件を満たすこと。

(エ) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の参加資格要件を満たすこと。

ただし、点検業務のみを行う者は下記 a を、補修業務のみを行う者は下記 b を満たせばよい。

- a 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において「土木設計」の登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登

録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

- b 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）（以下「有資格者名簿」という。）において「舗装」の登録を認められている者であること。

（オ）その他の業務を実施する者の参加資格要件

第1. 1（5）オ（ア）特定事業の業務内容に掲げる業務以外のその他業務を行う者は、第2. 5（2）アに掲げる応募グループ共通の参加資格要件を満たすこと。

ウ. 応募グループの失格要件

応募グループの構成企業又は協力企業が、以下の欠格事由のいずれかに抵触する場合は、応募することができない。

（ア）欠格事由

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- b 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- c PFI法第9条第1項各号のいずれかに該当する者。
- d 「横浜市指名停止等措置要綱」（以下、「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置の期間中の者。
- e 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）
- f 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）
- g 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者。
- h 国税又は地方税を滞納している者。
- i 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている者。
- j 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者。
- k 本事業に係るアドバイザー業務の関係者、本事業に係るアドバイザー業務の関係者に資本面で関与（関係者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）又は人事面で関連している者（会社の代表者又は役員が、関係者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）。本事業に係るアドバイザー業務関係者とは、パシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所である。
- l 本事業の審査委員、審査委員が所属する団体等と資本面若しくは人事面において関連のある者（資本面及び人事面に関する制限は、第2. 5（2）ウ（ア）欠格事由を準用する。）。

（イ）接触禁止

入札説明書等の公表後、落札者の決定までの間に、本事業に関して、担当部局への事務的な連絡（書類提出に係る事前連絡、法令の確認等）を除き、市の事前の承諾なく、市の担当部局、本件に係るアドバイザー及び本事業の審査委員と接触した者。

(3) 入札参加資格確認基準日等

入札参加資格確認基準日等については、以下のとおりとする。

ア. 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、入札参加資格確認申請書締切日とする。

イ. 入札参加資格の喪失

応募グループが入札参加資格を喪失した場合については、以下のとおりとする。

(ア)入札参加資格確認基準日の翌日から提案書提出までの間

入札参加資格確認基準日の翌日から提案書提出までの間、応募グループの構成企業又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募グループは本入札に参加できない。ただし、応募グループの代表企業以外の構成企業又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、以下のときに限り、参加できるものとする。

- a 入札参加資格を欠いた応募グループの構成企業又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が入札参加資格等を確認し、これを認めたとき。
- b 入札参加資格を欠いた応募グループの構成企業又は協力企業が担当する業務に当たる者が複数である応募グループの場合で、当該構成企業又は協力企業を除く、応募グループの構成企業又は協力企業が、全ての入札参加資格等を満たすことを、開札日までに市が認めたとき。

(イ)提案書提出の翌日から落札者の決定までの間

提案書提出の翌日から落札者の決定日までの間、応募グループの構成企業又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は、当該応募グループを落札者の決定のための審査対象から除外する。ただし、応募グループの代表企業以外の構成企業又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、以下のときに限り、当該応募グループの入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

- a 入札参加資格を欠いた応募グループの構成企業又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が入札参加資格の確認及び PFI 事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき（補充する構成企業又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業又は協力企業が参加資格を欠いた日とする）。
- b 入札参加資格を欠いた応募グループの構成企業又は協力企業が担当する業務に当たる者が複数であり、当該構成企業又は協力企業を除く構成企業又は協力企業で、全ての入札参加資格等を満たすことを市が確認し、かつ PFI 事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

6 結果及び評価の公表方法

審査結果は、これを市のホームページ等を用いて公表する。

7 契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

落札者は、市と本事業に関する基本協定を締結する。

(2) **事業契約の締結**

基本協定を締結した後、落札者は、PFI 事業予定者として、市と本事業に関する事業契約の仮契約を締結し、議会の議決を経て、本契約を締結する。

8 提出書類の取扱い

(1) **著作権**

応募グループから提出された提案書の著作権は、応募グループに帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、審査結果の公表に必要な範囲で、落札者以外の応募グループの提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) **特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募グループが負うものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

予想されるリスク及び市と PFI 事業者の責任分担は、その概略をリスク分担表（案）（別紙2）として示すが、詳細については、入札説明書に添付される事業契約書（案）に示すこととし、最終的に事業契約で規定する。

2 提供されるべきサービス水準

本事業において提供されるべきサービス水準については、要求水準書（案）に示すが、詳細については、入札説明書に添付される要求水準書に規定する。

3 業務の実施状況のモニタリング

市は、PFI 事業者が提供するサービスの内容の確認及び PFI 事業者の財務状況を把握するため、PFI 事業者に対して定期的に業務状況や財務状況の報告等を求めることができるものとする。

また、市は、PFI 事業者が事業契約書で定める条件に違反した場合は、PFI 事業者に対して改善措置を求めることができるものとする。報告及び改善措置の方法、内容等については、入札説明書に明示し、最終的には、事業契約書で規定する。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

本施設の立地条件は、別紙3「事業対象区域図」に示すとおりである。

2 周辺環境

環状3号線は、本市中心部に集中する交通の分散と郊外部の連絡強化を図る、郊外部の重要な環状道路である。

本道路は、第1次緊急輸送道路に指定されており、道路法第37条の改正（平成25(2013)年9月2日施行）に伴い、防災上の観点から地震等の災害が発生した場合における緊急輸送路や避難路としての機能を確保するため、区域を指定して新たな電柱の占用制限を開始している。

3 施設整備に関する要件

要件等の詳細については、要求水準書（案）において示す。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 協議、調停、仲裁、裁判

本事業に関する契約及び契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市とPFI事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、各契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 裁判管轄の指定

契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者に債務不履行の懸念が生じた場合

市は、PFI 事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。PFI 事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約を解除することができるものとする。詳細は、事業契約書等に規定する。

2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

3 融資機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、PFI 事業者に本事業に関する資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 想定される措置並びに支援等、その方針

PFI事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2 法制上、税制上の措置、並びに補助金、融資など財政上及び金融上の支援を得るための協力、その方針

PFI事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援をPFI事業者が受けることができるよう努める。

市は、PFI事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決に関する事項

市は、本事業の入札公告までに、議会の議決を経て、債務負担行為の設定を行うものとする。事業契約の本契約締結に関しては、令和4年第2回市会定例会に議案提出し、議決を得る予定である。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募グループの負担とする。

3 実施方針の問い合わせ先

所管課：横浜市道路局建設課

所 在：横浜市中区本町6丁目50番地の10

電 話：045-671-3526

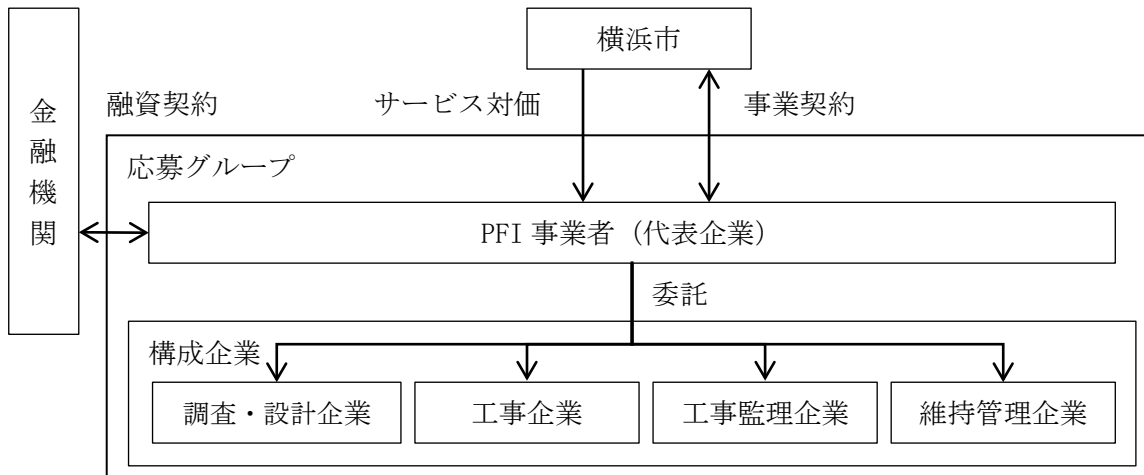
E-mail：do-kensetsuitakuqa@city.yokohama.jp

※なお、公平を期すため、事業の内容等についての回答はホームページに公表して行い、電話や窓口等での直接回答は行わない。

別紙1 事業スキームの参考イメージ

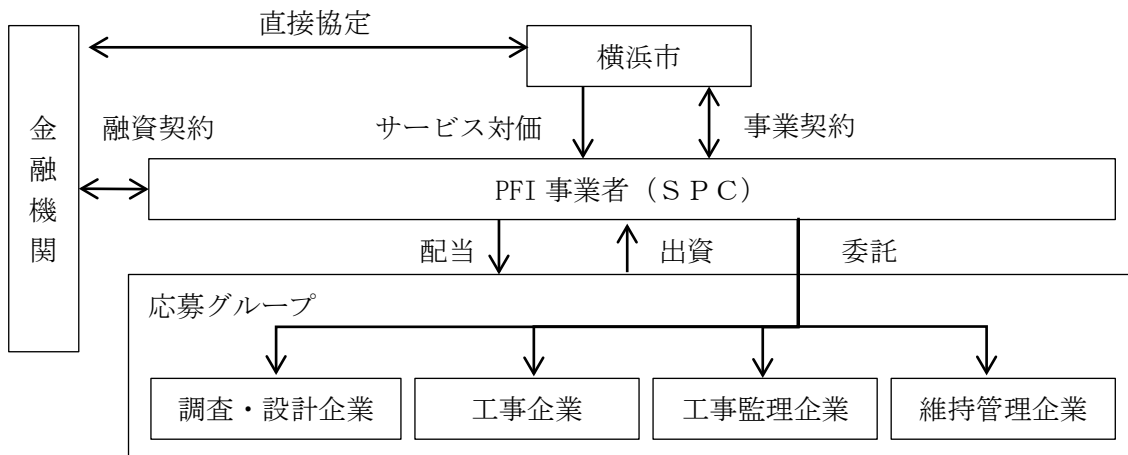
本事業で想定される事業スキームの参考イメージを以下のとおり示すが、これに限定されるものではない。

【応募グループがSPCを設立しない場合の事業スキームのイメージ】



※応募グループ（構成企業）

【応募グループがSPCを設立する場合の事業スキームのイメージ】



※応募グループ（構成企業、協力企業）
協力企業はSPCに出資しない者。

別紙2 リスク分担表（案）

<「負担者」の凡例>

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄：原則としてリスク負担がない

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				市	事業者	
共通	選定企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
	支払い遅延リスク	2	市の支払いの遅延	○		市は事業者に遅延利息を支払う。
		3	事業者の市への支払いの遅延		○	事業者は市に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	4	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
	金利変動リスク	5	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		事業契約締結後、特定の時期（施設の完成引渡より前）に、基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している。
		6	基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
	市の関連業務に関するリスク	7	市が道路に関連して別途発注する業務において、市が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○		ただし、事業者による当該第三者との調整が不相当であったと認められる場合を除く。
	税制変更リスク	8	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
		9	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
		10	本事業又は市が所有する道路の建設、維持管理・運営に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		
	法令変更リスク	11	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる法令変更又は新設による増加費用	○		ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		12	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				市	事業者	
共通	不可抗力リスク	13	電線共同溝整備業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、建設工事費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を市が負担する。 数次にわたり不可抗力が発生する場合、電線共同溝整備期間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		14	維持管理業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、当該年度の維持管理・運営費の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を市が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	要求水準変更リスク	15	市の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		
		16	法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○	
	許認可取得遅延リスク	17	許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)	○	△	ただし、事業者側に許認可取得業務についての不備があった場合を除く。
	知的財産権侵害リスク	18	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	
	要求水準の確保に係るリスク	19	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	
	住民運動に関するリスク	20	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用	○		
		21	電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				市	事業者	
電線共同溝の設計	土地の瑕疵に関するリスク	22	事業契約締結前に予期することができない土地の瑕疵に起因する増加費用	○		
	市の貸与資料に関するリスク	23	敷地に関する市の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○		
	調査に関するリスク	24	市による敷地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用	○		
		25	事業者による敷地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用		○	
	設計変更に関するリスク	26	市の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害	○		
		27	事業者の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害		○	
	設計図書の瑕疵リスク	28	市が実施した概略検討結果の瑕疵による増加費用又は損害		○	概略検討結果はあくまで参考として貸与する。
		29	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害		○	
	環境対策リスク	30	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	
		31	本事業の実施に関して、市の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用	○		
		32	本事業の実施に関して、市の帰責事由以外により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用		○	
	電線共同溝の整備・引渡し	引渡し遅延リスク	33	市の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	○	
34			道路区域内に存在が想定しえない地中障害物の処理によるもの	○		
35			事業者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		○	事業者は市に損害遅延金を支払う。
工事中止・中断リスク		36	市の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	○		
		37	事業者の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				市	事業者	
	臨機の措置に関するリスク	38	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く。)	○	○	施設費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でない認められる部分については市が、その他については事業者が負担する。
	第三者への損害リスク	39	工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、水質汚濁等の理由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○	○	「設計図書等」の内容如何にかかわらず「本施設」の整備を行う上で避けることのできないものと市が判断する場合は協議する。
		40	上記以外で、市の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○		ただし、保険によりてん補された部分を除く。
		41	その他市の帰責事由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害		○	
	部分使用による損害リスク	42	引渡し日前の市の施設の利用による増加費用又は損害	○		
	契約不適合リスク	43	瑕疵の修補又は損害賠償の請求		○	
	物価上昇リスク	44	施設整備期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による電線共同溝整備費の増加	△	○	ただし、特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、施設整備費の変更について市と協議できる。
	事業用地の維持保全リスク	45	施設整備期間中の敷地の維持保全及びこれに要する費用		○	
	維持管理	臨機の措置に関するリスク	46	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く。)	○	○
第三者への損害リスク		47	市の帰責事由により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害(騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。)	○		
		48	市の帰責事由以外により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	
施設の損傷リスク		49	市の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用	○		

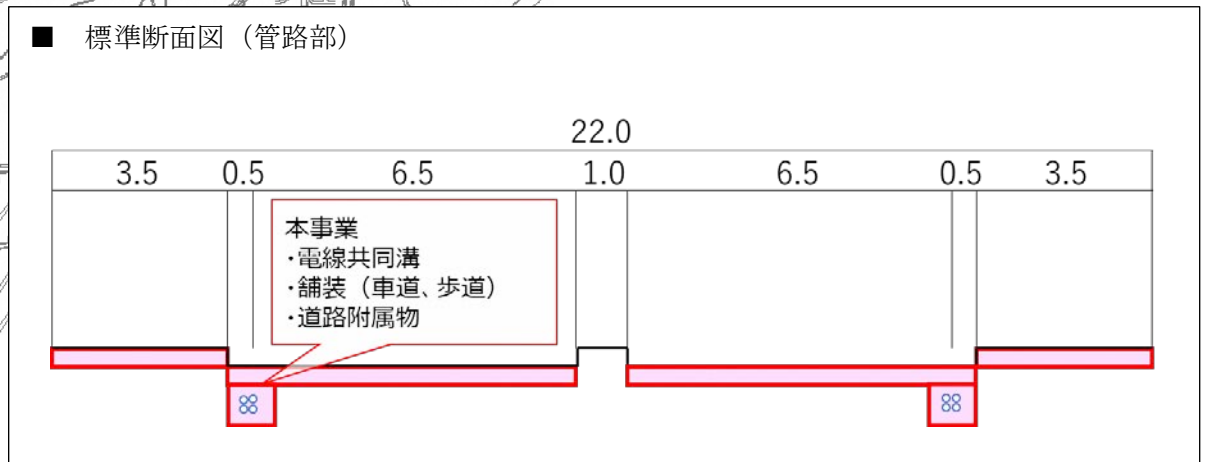
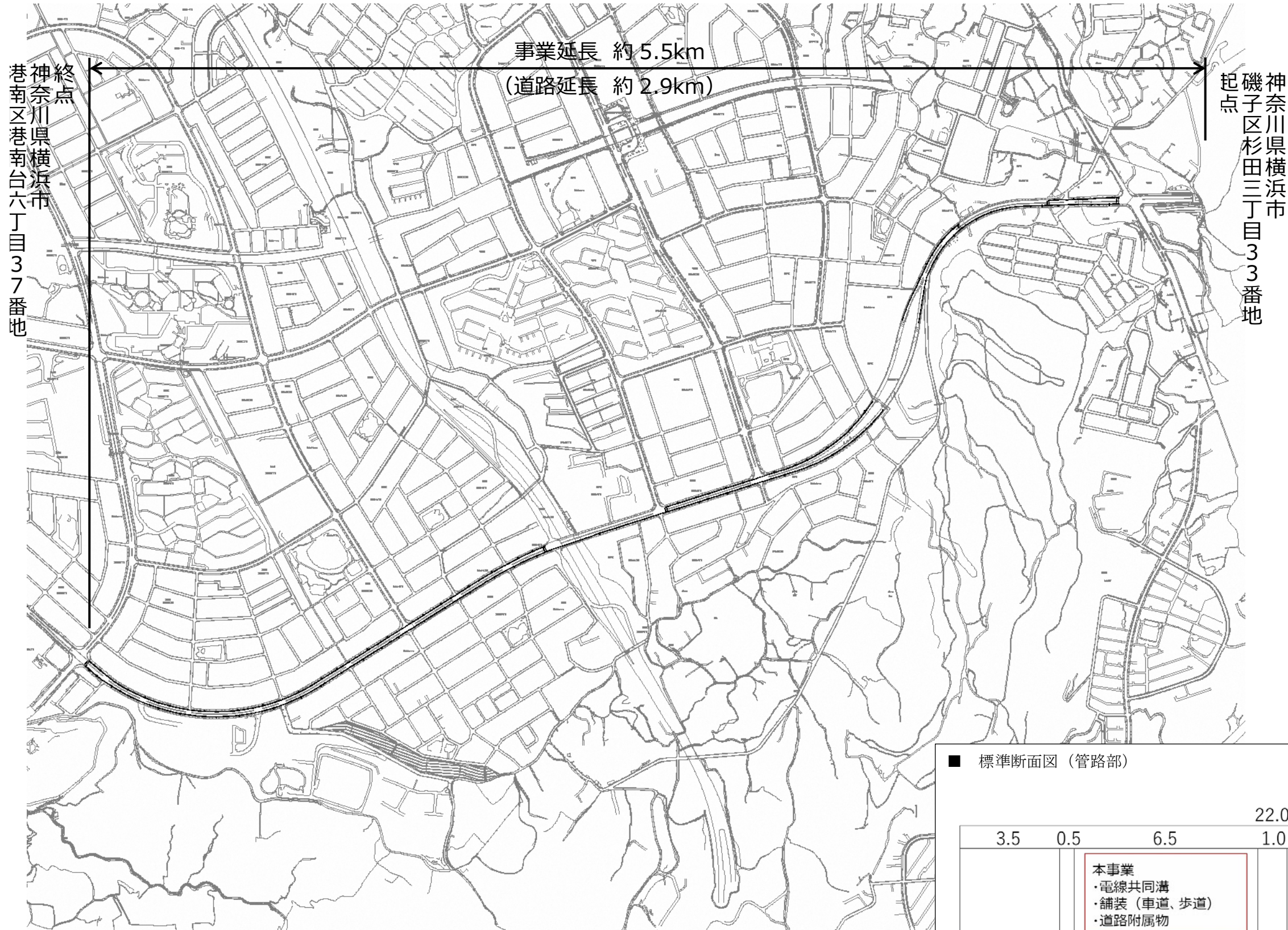
段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				市	事業者	
		50	事業者の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用		○	
		51	市又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による施設の損傷を復旧するための費用(不可抗力に起因する場合を除く。)	○		市は事業者に生じた増加費用を負担する。
	占有物件への損害リスク	52	事業者の帰責事由により、管理業務の実施について電線共同溝に入溝する占有物件に与えた損害		○	
	管理業務の開始遅延・中止・中断リスク	53	市の帰責事由による管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額	○	○	市は事業者に生じた増加費用を負担する。
		54	事業者の帰責事由による管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額		○	
	物価上昇リスク	55	管理中の賃金水準又は物価水準の上昇による維持管理費の増加	○	△	一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定する。
契約終了・解除	原状回復リスク	56	契約の終了時又は解除時に、事業者(選定企業その他の第三者を含む。)が所有する設備その他の物件等を電線共同溝から撤去するとともに、事業場所を業務運営に支障のない状態に復旧する費用		○	
	移行期間保全リスク	57	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの施設の出来形又は施設の維持保全に要する費用		○	
	契約解除リスク	58	市の帰責事由による契約解除	○		
		59	事業者の帰責事由に契約解除		○	事業者は市に違約金を支払う。
		60	不可抗力に起因する契約解除	○	○	市及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。
61		法令変更に起因する契約解除	○	○	市及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。	

別紙3「事業対象区域図」



別紙4「調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲」

■ 平面図



別紙5 「維持管理業務の対象範囲」

■ 平面図

